

第59期決算公告

2026年6月5日

東京都港区東新橋一丁目6-1
株式会社 日本テレビアート
代表取締役社長 鈴江秀樹

(貸 借 対 照 表)

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

| 勘定科目 | 金額 | 勘定科目 | 金額 |
|---------------|-----------|----------------|-----------|
| 【資産の部】 | | 【負債の部】 | |
| 流動資産 | 4,419,588 | 流動負債 | 960,808 |
| 現金及び預金 | 23,527 | 買掛金 | 750,186 |
| 売掛金 | 1,379,865 | 未払金 | 11,595 |
| 原材料 | 29,934 | 未払費用 | 92,384 |
| 仕掛品 | 110,514 | 未払法人税等 | 33,044 |
| 貯蔵品 | 419 | 前受金 | 17,898 |
| 前払費用 | 41,826 | 預り金 | 19,958 |
| 短期貸付金 | 2,849,029 | 未払消費税 | 35,654 |
| 未収入金 | 4,602 | その他流動負債 | 86 |
| 立替金 | 577 | | |
| その他の流動資産 | 1,358 | | |
| 貸倒引当金 | △ 22,066 | | |
| 固定資産 | 305,340 | 固定負債 | 408,766 |
| 有形固定資産 | 64,179 | 退職給付引当金 | 408,766 |
| 建物付属設備 | 13,039 | | |
| 機械装置 | 39,057 | 負債合計 | 1,369,574 |
| 器具備品 | 12,081 | | |
| 無形固定資産 | 43,744 | 【純資産の部】 | |
| ソフトウェア | 43,246 | 資本金 | 80,000 |
| 電話加入権 | 497 | その他資本剰余金 | 50,000 |
| 投資その他の資産 | 197,417 | 利益剰余金 | 3,225,354 |
| 長期前払費用 | 219 | 利益準備金 | 25,000 |
| 繰延税金資産 | 186,847 | 別途積立金 | 2,077,472 |
| 差入保証金 | 10,350 | 繰越利益剰余金 | 1,122,881 |
| | | 純資産合計 | 3,355,354 |
| 資産合計 | 4,724,928 | 負債及び純資産合計 | 4,724,928 |

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 材料・消耗品（電球等） 最終仕入原価法による原価法に基づく低価法
- (2) 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法に基づく低価法

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産 定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|--------|--------|
| 建物附属設備 | 10～15年 |
| 機械装置 | 4～15年 |
| 器具備品 | 2～15年 |

- (2) 無形固定資産 定額法によっております。
自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能見込み期間（5年）で均等償却しております。

3. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、自己都合退職による期末要支給額の100%を退職金支給規程に基づき計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業は、コンテンツデザイン事業及びメディアデザイン事業であり、(1)美術セット等の制作や(2)デザイン、照明及び音楽効果等の役務提供であります。

(1) 美術セット等の制作

当社では、顧客であるテレビ局等に対して、顧客との契約に基づき、美術セットの制作等を行っています。

当該業務の一部については、他の当事者が関与しております。この場合、一連の作業は他の当事者により行われており、当社は在庫リスク及び価格決定の裁量権を有しておりません。当該他の当事者により商品が提供されるように手配することが当社の履行義務であり、したがって、代理人として取引を行っているとは判断しております。

履行義務の充足時点については、顧客が検収した時点としておりますが、これは、当該時点が美術セット等の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済

価値が顧客に移転し、顧客から取引対価の支払いを受ける権利を得ていると判断できるためであります。

取引の対価は、履行義務の充足時点から1年以内に回収しており、重要な金融要素の調整は行っていません。

(2) デザイン、照明及び音楽効果等の役務提供

当社では、顧客であるテレビ局等に対して、顧客との契約に基づき、デザインや番組制作等における照明業務や音楽効果等の役務提供を行っています。

履行義務の充足時点については、役務を提供する期間にわたって充足するものとしておりますが、これは、顧客との契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受するものであると判断できるためであります。

取引の対価は、履行義務の充足時点から1年以内に回収しており、重要な金融要素の調整は行っていません。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式……………200,000株

2. 事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式……………なし

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

2025年6月6日の株主総会にて次の通り決議しております。

配当金の総額……………52,600千円

配当の原資……………利益剰余金

一株当りの配当額…263円

基準日……………2025年3月31日

効力発生日……………2025年6月7日

(2) 当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2026年6月5日の株主総会にて次の通り決議しております。

配当金の総額……………52,800千円

配当の原資……………利益剰余金

一株当りの配当額…264円

基準日……………2026年3月31日

効力発生日……………2026年6月6日